

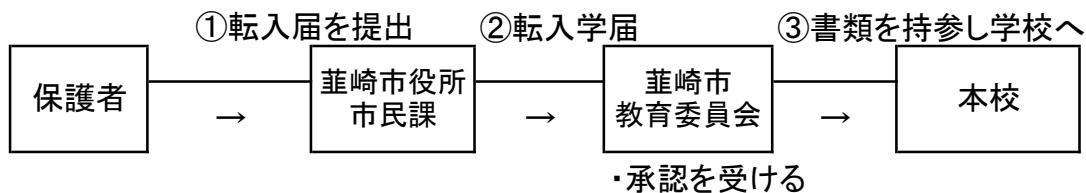
転出入の手続きについて

1 転入するとき

- ① 芽崎市役所市民課で転入の手続きをしてください。
- ② 芽崎市教育委員会で、市民課で発行された転入学届の承認を受けてください。
- ③ 学校へ書類を提出し、転入手続きをしてください。

※学校へ持参していただく書類

- 在学証明書(前学校のもの)
- 教科書給与証明書
- 転入学届(市役所市民課発行のもの)

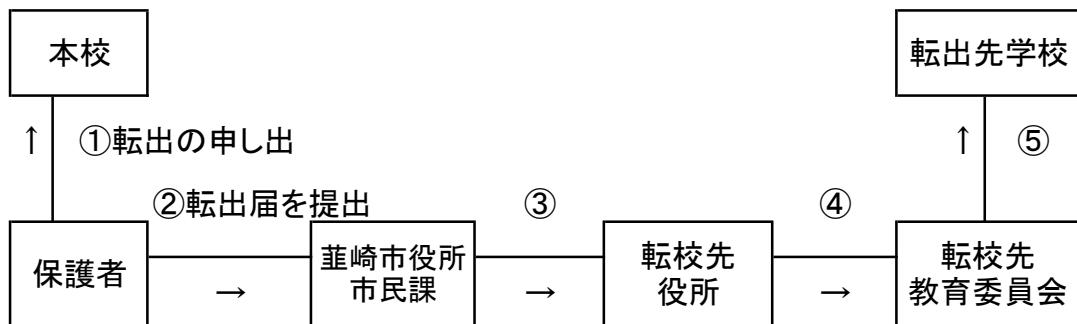


2 転出するとき

- ① 転校が決定したら、早めに学校まで申し出てください。連絡票を作成していただきます。
- ② 芽崎市役所市民課へ転出届を提出してください。
- ③ 転校先役所へ転入の手続きをし、同時に転校先教育委員会で転入学手続きをしてください。
- ④ 転校先学校へ在学証明書、教科書給与証明書を提出してください。

※学校からお渡しする書類

- 在学証明書
- 教科書給与証明書



3 芽崎市内学校間の転出入の手続きは、多少書類が異なりますので、学校へ問い合わせください。